

令和2年4月13日

ひので斎場使用者  
葬祭業者 各位

秋川流域斎場組合事務局

### 緊急事態宣言下におけるひので斎場の使用について

秋川流域斎場組合が運営いたします「思い出を語るロマンの杜ひので斎場」につきまして、日頃よりご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたびの国における「緊急事態宣言」の発令及び4月10日付、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」発表に伴い、当組合では斎場使用に関し、下記のとおり取り扱いとさせていただきます。

ご葬家・参列者・業務関係者への感染拡大防止及び国民として緊急事態をのり越えるための要請措置としてご理解をお願い申し上げます。

#### 記

##### 式場使用(通夜・告別式)

- ① 通夜・葬儀をできる限り近親者に限定して実施(概ね10名程度以内の使用)
- ② 酒類・飲食を伴う会席の自粛(個別弁当等での対応可能)
- ③ 葬儀業者による感染防止策の徹底・案内(式場内での十分な間隔を空けた椅子の着席、換気、手洗い・消毒・咳エチケットの案内等)
- ④ 新型コロナウイルス陽性反応者(死亡者)の式場使用不可

##### 火葬場使用

- ① 死亡者の住所が組織市町村(あきる野・日の出・奥多摩・檜原)の方のみ受け入れ
- ② お見送りは、できる限り近親者に限定(概ね10名程度以内)
- ③ 待合室での酒類・飲食を伴う会席の自粛(個別弁当等での対応可能)
- ④ 収骨者は間隔を空けて収骨・人数制限による入替対応
- ⑤ 新型コロナウイルス陽性反応者(死亡者)の火葬は特別な対応(別途案内)
- ⑥ ⑤対応に備えて通常2時00分開始の火葬は受付不可(午後の通常火葬は2件のみ)

##### 霊安室利用

- ① 新型コロナウイルス陽性反応者(死亡者)の遺体保管不可

適用期間 令和2年4月13日から当面の間

※この取扱いについては、状況の変化により変更する場合がありますのでご了承ください

問 秋川流域斎場組合 042-597-2131